

# 基礎年金の



# 国庫負担割合が 上げられました

国民年金  
だより

問い合わせ先  
市民課

☎40-5556

栃木社会保険事務所

☎0282-22-6074、4134

国民年金からは、老齢基礎年金のほか、障害基礎年金、遺族基礎年金が支給されますが、これらの基礎年金には国庫負担（国の税金）が含まれています。

この国庫負担の割合が、法律改正により、平成21年4月以後の加入期間について、これまでの3分の1から2分の1に引き上げられました。これによって、将来にわたって、国民年金が安定的に運営されることになりました。

## 国庫負担率の引上げと免除制度

20歳から60歳になるまでの40年間、国民年金の保険料を納めた方には、65歳から、792,100円（平成21年度・年額）の老齢基礎年金が支給されますが、平成21年4月以後の加入期間のみの場合、その半額の396,050円が国庫負担になります。

一方、国民年金には、経済的に保険料を納めることが困難な方などのため、「保険料が免除される」制度がありますが、国庫負担率の引上げによって、免除期間についての老齢基礎年金の額が引き上げられます。

例えば、全額免除では、仮に、平成21年3月までの40年間保険料を免除された場合の額は264,000円ですが、平成21年4月以後の40年間保険料を免除された場合の額は396,100円となります。

ただし、若年者納付猶予制度と学生納付特例によって免除された期間について追納しなかった場合、基礎年金の受給権には反映されますが、老齢基礎年金の年金額には反映されませんので、ご注意ください。

## 老齢基礎年金の受給額はこうして計算します

加入期間に応じた老齢基礎年金額は以下の計算式から算出できます。

### <平成21年3月まで(国庫負担3分の1)>

$$792,100円 \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + \frac{\text{全額免除された月数} \times 2/6}{40年(加入可能年数)} + \frac{\frac{\text{4分の3免除された月数} \times 3/6}{40年(加入可能年数)} + \frac{\frac{\text{半額免除された月数} \times 4/6}{40年(加入可能年数)} + \frac{\frac{\text{4分の1免除された月数} \times 5/6}{40年(加入可能年数)}}{12月}}{\dots \text{①}}$$

### <平成21年4月以後(国庫負担2分の1)>

$$792,100円 \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + \frac{\text{全額免除された月数} \times 4/8}{40年(加入可能年数)} + \frac{\frac{\text{4分の3免除された月数} \times 5/8}{40年(加入可能年数)} + \frac{\frac{\text{半額免除された月数} \times 6/8}{40年(加入可能年数)} + \frac{\frac{\text{4分の1免除された月数} \times 7/8}{40年(加入可能年数)}}{12月}}{\dots \text{②}}$$

$$\text{①} + \text{②} = \text{老齢基礎年金受給額 (平成21年度・年額)}$$

65歳から受給した場合の金額です。

65歳前の繰上げ・66歳以降の繰下げ受給の場合は受取率が変わります。